

# 国民健康保険が変わります

## 保険税を変更

これまで国民健康保険税は医療分(医療給付分)と介護分(介護納付金分)とを併せて課税していましたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金」を合算して課税することになります。

これは4月から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、現役世代からの支援として設けられたものです。

また、大磯町の国民健康保険事業運営は、支出の医療費の大幅な増加に対して、収入の保険税が追いついていない状況にあります。そこで、国保財政の安定した運営を図るため、平成20年度から国保税を改定することとなりました。(表1)

改定により、1人あたり平均10,557円(年額)、12.8%の引き上げとなります。国民健康保険加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

表1 国民健康保険税の税率・税額表

	医療費分					介護納付金分			後期高齢者支援金分		
	所得割	資産割	平等割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
平成19年度	4.50/100	20.0/100	21,500	20,600	56万円	1.20/100	8,400	9万円			
平成20年度	3.50/100	20.0/100	18,100	20,600	47万円	1.20/100	8,400	9万円	1.90/100	8,400	12万円

※限度額については、国の法律改正により変更予定

## 平成20年4月からの制度改正

4月からの医療制度改正により、国民健康保険制度が一部変更されます。主な変更内容は次のとおりです。

◎義務教育就学(小学校入学)前まで2割に拡大

今まで医療機関での自己負担2割の対象者は「3歳未満」まででしたが、4月からは対象者が「義務教育就学(小学校入学)前」までに拡大されます。

◎70歳以上75歳未満の1割負担の方が2割負担に

70歳以上75歳未満の方の医療機関での自己負担割合が、1割から2割に引き上げられますが、平成20年4月から1年間は国の特例措置により1割に据え置かれます。(現役並み所得者については現行どおり「3割」のままです。)

◎退職者医療の対象年齢変更

会社等を退職して国民健康保険に加入し、厚生年金等を受けられる75歳未満の方とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けますが、4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると一般の国民健康保険加入者となり、被保険者証が

切り替えになります。(対象者には3月下旬に保険証をお送りしました。)

◎65歳以上の方の保険税を年金から特別徴収

加入者全員が65歳以上の国保世帯において、世帯主が国保被保険者で、かつ年額18万円以上の年金受給者は、平成20年10月から年金より特別徴収(天引き)となります。

ただし、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は特別徴収を行いません。

◎問い合わせ 町民課

☎内線247・274

## 老人医療 受給者証を回収

4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、今まで75歳以上の方が利用していた老人医療受給者証は不要になります。

老人医療受給証は、本人で破棄するか、町民課まで持参ください。よろしくお願いいたします。

◎問い合わせ

町民課 ☎内線275

## 国民年金の保険料が変わります

国民年金の保険料は、4月から月額14,410円に変更になります。

通常の口座振替の方は5月末から、早割の口座振替の方は4月末から引落し金額が変わりますのでご注意ください。

学生の納付特例申請は4月から学生本人の前年所得が118万円以下で学生納付特例を希望する場合は、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。

申請の際には、年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、印鑑(本人が署名する場合には不要)、学生証または在学証明書(平成20年度有効のもの)を用意して役場または支所手続きをしてください。

◎問い合わせ

町民課 ☎内線275